

音楽ボランティア受入要領

1. 目的：病院を患者様サービスのための音楽ボランティア活動の場として提供する。
2. 対象：個人もしくは団体として登録されたボランティアが行うものとする。
3. 登録：事前に所定の「ボランティア活動希望申込書」を提出し、面接等の審査を受けた後、病院長が活動の許可を行ったものについてボランティア登録を行う。
4. 内容：診療や患者様の療養及び病院の運営に支障の無い軽易な音楽とし事前に病院が認めたものとする。
5. 時間帯：平日の11:00～16:00までとする。
6. 会場：院内の指定された場所で行うこと。
7. 費用：活動にかかる費用はボランティアの負担とする。
8. その他： 活動を行う2週間前までに、活動予定表を提出すること。
予定表には、活動日時、内容、氏名を明記すること。
設営物、掲示物については、活動者が用意し、事前に病院の承諾を得ること。

イベント、コンサートの場合はこの要領の限りではなく、別途協議を行う。